

議員派遣結果報告書

1	名 称	令和7年度市町村議会議員研修（3日間コース） 「社会保障・社会福祉」
2	場 所	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所（JIAM）
3	期 間	令和7年6月30日（月）から7月2日（水）までの3日間
4	内容・成果	＊研修の目的 社会保障・生活困窮者支援・介護予防・地域共生社会・子育て支援をテーマに学び、急速に進む少子・超高齢化社会に対応した社会保障・社会福祉の在り方を理解し、現在の地域課題への対応策を探る ＊参加者 97名（北海道～宮崎県） 6月30日 ＊1. 講義 「社会保障・社会福祉の課題と展望」 講師 慶應義塾大学経済学部 教授 駒村 康平氏 日本が直面している地域の現状や課題について明らかにし、持続可能な社会保障政策の実現に向けた、自治体の役割について講義 ① 社会保障の動向 年金・医療・介護・障害者福祉・生活保護がバラバラに検討されて、横断的な議論が無かった。社会保障制度全体として「困った人は見捨てない」社会保障が必要 賃金 UP 必要。 働き続けられるには社会福祉・社会保障必要。 ② 人口動態 高齢化止まらない、2070 年高齢化率 38.7% 90 歳まで 40%が生きる時代、年金支給財源持つか？ 時代によって高齢者のイメージ違ってきている。 ③ 年金制度改革 評価軸として 持続可能性の確保・給付の十分性・社会経済の対応力変化

		④ 子育て支援 20 代女性が何か社会の中でつらさを感じて、精神的な障害、メンタル的問題を抱えている女性が増えている出生率低下している。 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 感受期、脳が形成されていく時期特に2歳あたりまでが重要。 どの家庭に生まれても、良好な成育環境を作って、幸せな人生だと思ってもらえるような政策を！ ⑤ 認知機能と地域社会 経済力を持ったまま認知機能が低下する人が増える社会。認知機能が低下しても本人の希望に沿った経済活動ができる社会。 金融包摂(認知機能の低下を経験した高齢者の経済活動の見守り、支える社会経済システム)の確立のための金融と福祉の連携。 「商助」を加えた「5助体制」の確立し、VUCA の時代に対応する <u>*2. 講義「生活困窮の実態と対応策の在り方」</u> <u>講師 大阪公立大学生活科学研究科 教授 垣田 裕介氏</u> 経済的な困窮、就労・心身の状況、住いの確保、債務、社会的な孤立など、課題が多様化・複雑化する中で、市町村に求められる生活困窮の実態把握と包括的支援の在り方について講義 ① 生活困窮の多様な側面を捉える視点 お金だけに困っているわけではない！ 生活に困った人は、どこに、どれだけいるか。 どのようなことに困っているか。 生活に困っている人への福祉に何が必要か ② 生活困窮者支援の在り方を考える視点 ・社会的孤立に対応した支援 ・縦割りではない、総合的な支援 ・自らの存在意義や人生への希望をもたらす支援 ・個人に対する支援だけでなく、社会への働きかけを志向した支援 困っている人に伴走して、必要な制度・機関につなぎ・戻す つながる・つながり続ける、孤立させない、伴走する 具体的に誰が担うのかを考えることが大切。
--	--	---

7月1日

*3. 講義 「まちづくりによる介護予防」

～武豊町の憩いのサロン事業～

講師 山梨大学大学院総合研究部 准教授 平井 寛氏

地域住民との協働で行った高齢者の介護予防を目的とした地域サロンの実施による地域での変化や他自治体で取り入れる場合のポイントなどについて講義

① 地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで、生きがい、地域を共に創っていく社会。

② ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)とは

人々の関係性や社会的なつながりが持つ価値を指します。これは、物的資本や人的資本のように、目に見える形ではなく、社会的な関係性の中に存在する資源。

③ どのようにして介護予防を目指すのか

多彩な活動メニュー

アクセスの改善

住民ボランティアの運営と支援

} 多くの参加を得る
参加者間のつながり
他の社会参加への波及

健康維持・介護予防

活動性向上・認知機能維持

*4. 「企業社長が応援団長になる地域づくり」

～未来への下ごしらえ～

「働くという文字は人の思いが重なって、大きな大きな力になる」

講師 社会福祉法人わたむきの里福祉会 野々村 光子氏

長年就労支援に携わった視点から、当事者への応援方法や応援するために地域で必要なことなどについて講義

① 難しい制度の中で

就労相談:働くことを窓口生きていく事について共に考える

企業開拓:企業にしか出来ん応援。(会社の中に色々な働き方を見つける。見学→実習→例:朝2h 集中できる)

生活支援:働くことは24H 中にある

② 就労を目標にしない。かっこええ大人を目指す。

一人ひとりの得意の発見。本人を知ること。

引きこもれるという力をもっている

③ 「遠慮はいらん。配慮を下さい」

・相談 ・生活について

		・企業にしか出来ない応援（見る、知る、選択する） ・応援方法について（課題はないという視点） ・ネットワーク支援 ④ 「環境支援型」就労支援 ・本人を主人公にしよう ・アセスメントは永遠に ・「できること もちより」でいこう（得意分野を） ・珍しいキノコを集めよう（バランスの悪い人こそキーパーソン） ⑤ 静岡方式（青少年就労支援ネットワーク静岡が展開する若者就労支援の方法）を実践するポイント ・働けると絶対に信頼する ・伴走する ・地域に仲間をつくる ・支援・被支援を乗り越える 地域が崩壊しないように、10年後どう生きるか、見つめて応援したい。 <u>*5. 地域共生社会の実現に向けて</u> <u>講師 同志社大学社会学部 永田 祐氏</u> 地域包括ケアシステムの構築や地域丸ごとのつながりの強化など地域共生社会の実現に向けて市町村に求められる役割について講義 ① 包括的な支援体制はなぜ必要か ○複合化する課題や制度の狭間の課題 ・家族、地域社会、安定した雇用と上手く結びつくことが難しい孤立状態にある人の課題が顕在化している ・社会的に孤立していることで深刻になる。世帯に課題が複合したり、制度の狭間の場合、特定の機関だけでは対応できない。 ○孤立状態にある人のニーズ特性 ・自ら声を上げることができない。支援ニーズが表明できない ・多様化、深刻化、複合化 ・「受援力」の弱さ ○包括的な支援体制が求められる背景 ・高齢、児童、障害それぞれの分野の中での包括化はすすんできたが、分野をまたいだ協働や支援が不十分。
--	--	---

		○包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業 ・2021年改正社会福祉法によって、<u>包括的な支援体制を進めるための事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設</u> ・社会福祉法では包括的な支援体制を地域福祉計画に規定して推進することを求めている。 重層的支援体制整備事業は6つの事業構成され、一体的に取り組む事業。 ↓ 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、支援プランの作成事業 大事なことは・・・ ・支援の届かない「はざま」をどう埋めるか！ 関係課の事業を重ね、制度を重ね、活動を重ねて埋める。 「重なり」を体制整備する ② 包括的な支援体制の体制整備 地域の多様な実践と協働しながら市町村でどのように体制整備を図っていけばよいか。 ・必要な3つの協働(重なり): 庁内関係課、支援関係機関、地域住民等の横断的な「重なり」の体制整備が必要。 ・参考事例(連携することのメリットを共有して取り組む) 豊田市(一体的な庁内の推進体制の確立) 鳥羽市(観光と福祉: 引きこもり、生活困窮) 甲賀市(人と動物) 能美市(公民館で e スポーツ) 地域共生社会の在り方に関する検討会議「中間とりまとめ」 ○目指しているのは地域共生社会 ・住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていく事を目指すもの(厚生労働省) ・地域福祉の推進は地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行わなければならない(社会福祉法第4条第1項) ・課題の捉え直し 支援が必要な「人」と固定化せず、支援が必要な「時」があると考え。支援が必要な時をどう支えるか。 目指しているのは孤立せず、役割をもって参加し、共生できる社会。
--	--	---

	<u>*6.意見交換 地域共生社会の実現に向けて</u> 人口規模(15,000 人)が同じ大阪府太子町、京都府宮津市、広島県世羅町とグループで事前課題とされていた地域福祉、包括的な支援体制、課題等意見交換を行いました。 7 月 2 日 <u>*7.これからの子ども・子育て支援のあり方</u> ～地域包括的・継続的支援に向けて～ 講師 淑徳大学総合福祉学部 教授 佐藤 まゆみ氏 地域における子ども・子育て支援の現状と課題、2026 年から本格始動する「こども誰でも通園制度」等の動向について講義。 子ども子育て家庭を包括的・継続的に支えるために市町村に求められることについて講義。 ① 子どもと家庭の状況と子育て支援施策の新しい動向 ・家族をめぐる形態的な変化 核家族化と平均世帯人員の減少、役割分担の困難と集中 ひとり親家庭やステップファミリーなど多様な家族の存在 ・働き方にかかわる状況 共働きの増加、ワーク・ライフ・バランス、夫の家事・育児時間 ・子どもと家庭を取り巻く変化 生活時間・遊びの変化、ストレスの増加と耐性の低下など 育児不安、子育ての伝承の難しさ、仲間がいないなど 親子関係、家族関係、家庭関係の変化 地域との関係やつながりの希薄化、疎遠、孤立 地縁・血縁型の子育てが困難、子育て支援ネットワークの必要性(アウェイ育児) 子ども家庭福祉はニーズ把握の必要性和受け皿となる支援サービスに関わる課題を抱えている・・アウトリーチが必要 包括的で切れ目のない支援が必要 ・子どもの育ちと子育て支援に求められる視点 ○児童福祉法第 2 条第 1 項:児童の育成責任 第 2 項:保護者の責任 第 3 項:「国及び地方公共団体は 児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに 育成する責任を負う」 第 3 条の2:「国及び地方公共団体は児童が家庭において 心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を 支援しなければならない」
--	--

		○こども基本法・日本国憲法と子どもの権利条約の精神にのっとり、こども真ん中社会の実現に必要な理念とその方法や計画、審議の体制等を定めている ○こども大綱・子ども施策に関する基本的方針や重要事項をまとめたもの。 少子化対策、子供・若者育成支援、子供の貧困対策を1つにまとめ、総合的に推進するためのもの。 国は大綱に基づき毎年「こどもまんなか実行計画」として策定(PDCA サイクルで廻す) ○こども真ん中社会・将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のこと ○子どもの育ちと子育ては乳幼児期だけでなく、学童期、青年期まで連続性のある営みであることを意識することが必要。 参照:こども家庭庁 こども・子育て応援 MAP ○要保護児童福祉施策は主に都道府県が担う ○母子保健・子育て支援・児童育成施策は主に市町村が担う ○要対協が関与してネットワーク型支援(網)、支援拠点(こども家庭センター)のソーシャルワーク機能が介在することで、包括的・継続的支援(面)へ変化させ、切れ目なく支援を継続する ② 子ども家庭福祉の支援体制の構築の際に求められる考え方 ○要保護児童や要支援児童とその家庭は潜在化しやすく、支援につながりにくいニーズ。 ○こども家庭センターによる包括的な支援 児童虐待相談、大部分は在宅での支援に移行する。切れ目のない在宅支援を準備・協働する必要性がある 市町村子ども家庭総合支援拠点(今年度からこども家庭センター)に求められてきたソーシャルワーク機能は本人・周辺環境に働きかけることによって、福祉ニーズに対応できるように支援すること。 参照: こども家庭センターガイドライン(第1章 こども家庭支援) ○子どもが育つ環境である家庭が良い状態になることが重要(子ども虐待の状況に陥らないことへつながる) 子どもと家庭がどのような状態になっているかという「状況」を継続的に確認する伴奏者が必要。
--	--	--

		③ 児童福祉法改正の要点と子育て支援等の包括的な支援に関する市町村の役割 ・2022 年児童福祉法改正・・こども家庭センターの設置、身近な子育て相談機関整備の努力義務化 ・要支援児童等、特定妊婦等への支援計画(サポートプラン)を作成 ・家庭支援事業の創設・拡充 参照:こども家庭庁 「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に向けた検討状況」(R6 年 1 月 25 日自治体向け説明会配布資料p4) ・こどもの居場所づくりに関する指針 全ての子どもにとって、居場所と感じられるところを社会資源として増やす必要がある。 ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン 100 か月は人格の基盤を築く、重要な時期。 ・市町村が行う業務(児童福祉法第 10 条第 1 項第 1～5 号) ・こども家庭センターの法的位置づけ 児童及び妊産婦の福祉に関するサポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うことを目的とする施設(設置努力義務) ・「こども誰でも通園制度」 R8 年 4 月から開始予定(2 年間の経過措置あり) 児童福祉法上は「乳児等通園支援事業」として位置づけ 子ども・子育て支援法上は「乳児等のための支援給付」として位置づけ ・「こども誰でも通園制度」の意義 (1) 基本的な考え方 こどもの成長の観点から「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的 (2) こどもの成長の観点からの意義 家庭とは異なる経験、家族以外の人と関わる機会が得られる 同じ年ごろのこども同士が触れ合いながら成長していく事ができる (3) 保護者にとっての意義 専門的な知識・技術を持つ人との関りによって孤立感、不安感の解消につながる。 保護者自身が親として成長することができる
--	--	--

		成果： ・急速な少子・高齢化社会で、社会保障や社会福祉の基盤再構築が求められ、生活困窮者支援や介護予防、子育て支援など、自治体が果たすべき役割と制度設計の方向性を体系的に学びました。 ・研修全体を通して、現代の社会課題が単一の分野では解決できないほど、複雑化・多様化していて、制度の縦割りを超えた横断的な視点(つなぎ・広げ・重ねが重要)と、地域全体で支え合う「地域共生社会」が必要であることを強調された。 ・今回の研修で学んだことを活かし、誰もが孤立せずに尊厳を持って暮らせる「地域共生社会」に貢献していきたい。
--	--	---

提出期限 令和7年 月 日 () まで